

錦江町監査公表1号 (※町ホームページでも公表しています。)

地方自治法第199条第7項の規定により、錦江町監査基準に準拠して補助金交付団体等に関する監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を公表する。

令和8年3月4日

錦江町監査委員 中村 貢
" 久保 勇太

補助団体等に関する監査結果報告書

地方自治法第199条第7項の規定により、錦江町監査基準に準拠して補助金交付団体等に関する監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を提出する。

- 1 監査の種類 財政援助団体等監査
- 2 監査の実施期間 令和8年1月27日(火)～28日(水)の2日間
- 3 監査の実施場所 本庁3階議員控室
- 4 監査を行なった委員 中村 貢、久保 勇太
- 5 監査対象団体名(事業名)及び所管課
 - (1) 青年団連絡協議会運営補助事業 (教育課)
 - (2) 青少年健全育成町民会議運営補助事業 (教育課)
 - (3) 体育協会運営補助事業 (教育課)
 - (4) 花瀬公園まつりイベント事業 (観光交流課)
- 6 監査の着眼点
 - (1) 補助金等を交付する所管課
 - ア. 補助金、交付金、負担金、貸付金、その他の財産援助の決定は目的に沿ったものであり、また公益上の必要性は十分か。
 - イ. 補助金交付要綱は整備されているか。
 - ウ. 補助金等の額の算定、交付方法、時期、手続等は適正か。
 - エ. 補助金等の効果及び条件の履行の確認は、実績報告書等によりなされているか。
 - オ. 補助金等交付団体への指導監査は適切に行われているか。
 - カ. 補助金等の交付目的や効果等から判断して、統合、廃止等の見直しをする必要のあるものはないか。
 - (2) 財政援助団体等
 - ア. 事業計画書、予算書及び決算諸表等と、所管課へ提出した補助金等の交付申請書、実績報告書と符合するか。
 - イ. 補助金交付申請書の提出及び補助金等の請求、受領は適時に行われているか。

- ウ. 事業は、計画及び交付条件に従って実施され、十分効果が上げられているか。
また補助金等が補助等対象事業以外に流用されていないか。
- エ. 出納関係帳簿の整備、記帳は適正か。また、領収書等の証拠書類の整備、保存は適切か。
- オ. 補助金等に係る収支の会計処理は適正か。

(3) 事業を実施する所管課

- ア. 事業は、計画及び予算に従って実施され、十分効果が上げられているか。
- イ. 事業効果として、今後の展開や改善が伺える結果となっているか。
- ウ. 今年度（事業実施の翌年度）、その効果がどのように表れているか。
- エ. 今後の事業展開をどのように考えているのか。
- オ. 関係書類は整理されているか。

7 監査の実施内容

所管課においては補助金等の交付に係る関係書類を、財政援助団体においては、事業内容が分かる書類（総会資料、事業計画書、見積書など）及び収支決算書、通帳、領収書を、支援事業実施課においては、事業計画書及び実績書、事業効果説明資料をもとに、各課、団体等から事業概要、目的、補助金交付要綱の設置状況、事業実績、収支決算書等について説明を受け、交付申請書等の関係書類、出納簿、通帳、領収書等の確認を行ない、担当者及び関係者の意見を聴取した。

8 監査結果と意見

今回監査を実施した各団体等については、一部の団体において不明確な会計処理が認められた。

各財政援助団体等について、次のとおり意見を付す。

(1) 青年団連絡協議会運営補助事業（錦江町青年団）

事前に提出していただいた総会資料を確認すると、令和5年度から令和6年度への繰越額 915,191 円、令和6年度から令和7年度への繰越額 1,349,617 円と共に、町からの運営費補助の10万円を大きく上回る額を繰り越していた。

多額の繰越金に加えて事業収入も潤沢で、令和6年度と令和7年度の繰越金を比較すると434,426円増加している。

そのような中、この補助金及び概算払いの必要性について事業計画及び予算状況を勘案し適正に決定されたい。

しかしながら、昨今の人口減少により、若者が少なくなっており貴重な人材である青年団に教育課からも積極的に助言等行い、今後も青年団活動が継続できるよう見守られたい。

(2) 青少年健全育成町民会議運営補助事業（錦江町青少年健全育成町民会議）

事前に提出していただいた総会資料を確認すると、令和6年度の支出の部の決算額は50,011円で、補助額は120,000円と補助率は事業実績の約240%であった。

事業内容は、青少年の健全育成に関わる関係機関や団体の連絡協調の充実を図り、青少年健全育成を推進し、意識の高揚を図ったとしており、独自の活動は総会、夜間補導、読書まつりであった。

また、活動費内訳には二十歳の集いボランティアへのお礼とあるが、事業報告には二十歳の集いは存在していなかった。

事業報告については、その内容を精査し指導すると共に決算状況をよく確認して適正に補助金の額を決定されたい。

(3) 体育協会運営補助事業（錦江町スポーツ協会）

事前に提出して頂いた総会資料をもとに監査をさせていただいた。この中で令和6年度の決算状況を確認すると、支出の部の決算額が332万7,378円、町からの補助額は365万円と決算額を上回る補助金を支出していた。

また、花瀬公園まつり駅伝大会の決算書の補助金の額と町スポーツ協会から支出した補助金の額が一致しておらず、町スポーツ協会への清算金は翌年度返納されており、決算書と異なる処理がなされていた。この町スポーツ協会の書記会計は、教育課の社会体育担当者が担っているが、確実な事務処理を行い決算書と齟齬がないよう努められたい。

補助金関連の書類についても確認したが、補助金確定通知書はあるものの実績報告書及びその添付書類がなく、後日、確認した。

同じ職員が、補助する側と補助される側の事務を担っているため、その決裁等の際は管理指導する立場にある職員はもとより、チーム全体で確実な事務処理及び文書整理に努められたい。併せて、補助金の額についても実績及びその活動内容に適した金額とされたい。

(4) 花瀬公園まつりイベント事業（花瀬公園まつり企画委員会）

事前に提出して頂いた総会資料を確認すると、令和6年度の支出の部の決算額3,542,519円に対して町からの補助金が4,100,000円と補助率約116%の補助をしていた。

令和6年度の花瀬公園まつりは、4月28日実施と例年と比べて遅い時期に開催しており他地区のイベントと重なり、来場者が少なかったように感じたためその理由を尋ねると、4月初めは人事異動等により実施体制を整え難いなどの理由であったが、本来、桜の咲く時期に花瀬の自然に触れていただき、花瀬地区をPRするものであるのだから、時期については3月下旬若しくは4月はじめの時期にさせていただきたい。

補助金関係の書類を確認すると補助金申請時に負担行為の起票はなく、概算払請求時に兼命令として起票していた。また、概算払伝票の支出負担行為日は令和6年4月1日に対して、精算伝票の支出負担行為日は令和6年4月19日と異なっていた。

補助金等の伝票処理は、補助金の申請を受け補助金決定の決裁を受けると同時に支出負担行為を起票することを原則としているので、要らぬ疑いを持たれぬよう確実な事務処理に努められたい。

この事業に関しても同じ職員が、補助をする側と補助される側の事務処理を担っているためであると思われるので、管理職及びリーダーは課内の職員へ適切な指導をされたい。

9 結び

今回の監査の中で、事業費を上回る補助をしているものが数件見受けられた。そのほとんどが、会費や事業収入等がないにも関わらず、多額の繰越金が見受けられた。

また、多額の繰越金を所持しているにも関わらず、補助金の概算払いがなされているものもあった。そして、補助率100%を越える補助金を支出し、更に多額の繰越金が発生していた。

慣例的に補助金を支出するのではなく、補助金申請及びその関係書類をよく精査し

て補助金の額を決定し、事業完了後は、実績報告及び関係書類をよく確認してその補助額を確定し、もし、概算払い済みであれば、精算する際は、戻入清算も考慮されたい。